



国労西日本

国労西日本本部

NO.195

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

第一回執行委員会開催

任務及び当面する闘いについて決定

西日本本部は定期大会終了後、第一回執行委員会を開催し、当面する重要課題の前進のため、大会で決定された運動方針に基づく闘いを実践する執行部の任務分担を決定しました。

また、八月六日「指令第一号」を発信し、①任務分担、②職場からの組合運動の再編・強化、③明るい職場作りと労働者の人権と職場の民主化をめざした運動、④貨物会社における職場の民主化、公平・公正な人事運用、国労敵視の労務施策の改善と正常な労使関係の確立に向けた運動と交渉の強化、⑤国民的課題での共闘の強化、二〇一三年春闘を真の国民春闘とするため全ての国民との共闘を強化、⑥四、〇〇〇名組織達成に向けて運動の強化、⑦各選挙において革新政党の躍進にむけて全力をあげる、⑧原子力発電から自然エネルギーへの転換を求めた取り組みを強化する事を目指す等、当面する闘いについて各級機関に指令しました。



西日本本部は定期大会終了後、第一回執行委員会を開催し、当面する重要課題の前進のため、大会で決定された運動方針に基づく闘いを実践する執行部の任務分担を決定しました。

定期西日本本部大会直前

米子地本米子車掌区で拡大

安心して働ける職場にするため決意!

米子地方本部米子支部にて、米子車掌区の五一才の車掌が、「会社の白でも黒と言わせる体質、命令と服従は福知山線事故以前の職場に帰ろう」としている。それと歩調を合わせる組合では、風通しの良い、安心して働ける職場にはならないと思ひ国労を選択した。

米子地方本部米子支部にて、米子車掌区の五一才の車掌が、「会社の白でも黒と言わせる体質、命令と服従は福知山線事故以前の職場に帰ろう」としている。それと歩調を合わせる組合では、風通しの良い、安心して働ける職場にはならないと思ひ国労を選択した。

安心して働ける職場を目指す

労働協約交渉始まる

国労西日本本部は、八月四日に開催された、地方地区本部業務部長・職協代表者会議及び定期西日本本部大会で議論された要求について、八月六日に、申一「労働協約（二〇一一年九月二〇日締結）」

申し入れ、八月二三日から労働協約改正交渉が始まりました。

労働条件部分の改正について、申二「労働協約（二〇一一年九月二〇日締結）乗務員勤務制度等の改正について」を

交渉の冒頭、組合側から「この間、会社と様々な議論をし、その議論のなかで改善されたものや依然前に進まな

議論していく。会社は、職場で働く社員の労苦に報いるためにも議論を深め英断を強く求める。」と求めました。会社側は、「この間のご協力に感謝する。労働条件等については他の会社と比べても相当のレベルにあると考えている。会社の状況は厳しいが真摯な議論を行っていく。」と回答しました。

この後、八月二七日、九月四日と交渉が続きます。「全ての労働者が安心して働くことが出来る会社」を目指し、交渉を強めていきます。

広島地方本部

第四〇回国鉄原爆死没者

慰霊式典を開催!

第四〇回の節目の式典しめやかに開催



- ◎ 広島地方本部執行委員長
- ◎ 国鉄労働組合長崎地区本部執行委員長
- ◎ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店代表副支店長
- ◎ 中国J.Rバス株式会社代表人事課長
- ◎ 国鉄退職者組合広島地方連合会議長代行
- ◎ 国鉄労働組合西日本本部執行委員長
- ◎ 東白島町内会会長
- ◎ 全国交通共済生協副本部長
- ◎ 国鉄労働組合広島地方本部家族会会長
- ◎ 国鉄労働組合広島地方本部副執行委員長
- ◎ 国鉄労働組合広島支部執行委員長
- ◎ 国鉄労働組合周防支部執行委員長
- ◎ 国鉄労働組合下関支部執行委員長

今年も八月六日、一〇時三〇分より常盤公園において、「第四〇回国鉄原爆死没者慰霊式典」を開催しました。ときおり陽射しの照る暑いなか、ご遺族の方、来賓の方、関係者等一〇〇名が参加されました。

今年には幸いに、亡くなられた方はおられなかったため、慰霊碑に合祀されている御霊は、三〇〇名です。謹んで御霊のご冥福をお祈りいたします。

- ◎ 国鉄労働組合被爆者対策協議会会長国労中央本部執行委員長
- ◎ 西日本旅客鉄道株式会社
- ◎ 広島支社代表人事課長
- ◎ 西日本旅客鉄道労働組合
- ◎ 広島地本
- ◎ 大運動ニュースより

申一号

「労働協約（二〇一二年九月二〇日締結）」

労働条件部分の改正について

I. 勤務改善に関する要求

- 一. 「労働時間短縮に関する協定の一部改定に関する協定（平成一二年一〇月二六日）を以下のとおり改定すること。
- (1) 第二項勤務等の指定及び変更等三号アについても「①基本的な取扱い」とすること。
- (2) 第二項勤務等の指定及び変更等三号「①基本的な取扱い」の（オ）（コ）までを削除し、その際の取扱いをより「例外的」取扱いとして、より限定的な取扱いに中身を圧縮すること。
- (3) 三号「②その他の取扱い」について、削除すること。
- (4) 三号ウについて「速やかに関係組合員の同意を得る」に改めること。
- (5) 四号については削除すること。
- 二. 前項の協定によってやむを得ず勤務変更した場合であって、所定労働時間を超えた部分について割増賃金を支払うこと。
- 三. 「労働時間等改善実施計画」を策定し、一週平均三五時間、一日七時間とし、「国民の祝日に関する法律「改正」」に伴い休日の増加、リフレッシュ休暇を新設すること。また、労使間で「労働時間等改善委員会」を事業所単位で設置すること。
- 四. 特休・公休は二カ月前に発表すること。
- 五. 更衣時間を労働時間とすること。
- 六. 勤務箇所を離れて勤務する場合、往路及び復路は労働時間とすること。また、地上職の訓練・教育等については、一日の変形七D勤務とすること。
- 七. 工務関係の夜間作業については一カ月に最高限度を六回とし、連続二夜は行わないこと。
- 八. 一暦日の勤務指定は九型までとすること。

また、一三型以上の勤務を指定する場合の翌日は非番とすること。

- 九. 工務関係職場の夜間作業に伴う労働時間について、深夜時間帯を含む場合、労働時間の最高を一四時間とし、この労働時間を一五C勤務とみなすこと。また、深夜時間帯における労働時間は五時間以内とする。
- 一〇. 始・終業時刻は、深夜帯に設けないこと。
- 一一. 夜間作業時の自動車の運転に対する「いねむり運転」防止対策を講ずること。
- 一二. 三六条協定を以下のとおり変更すること。
- (1) 三六条協定の締結単位を事業所単位とすること。
- (2) 時間外労働は、その日の所定勤務に連続した時間とすること。
- (3) 時間外労働に勤務させる場合、本人同意を得ること。
- (4) 時間外労働については一日について四時間、一カ月二〇時間、年間二〇〇時間を超えないこと。また、特別休日を含む休日の労働は一カ月に一回を限度とし、その労働時間は七時間を超えないこと。
- 一三. 石綿健康診断等に係わる検査及び治療及び定期健康診断については、すべて労働時間として取り扱うこと。また、費用についても会社負担とすること。
- 一四. 二暦日にまたがる勤務についての年休時季指定は、「一暦日単位」とすること。
- 一五. 半休の付与対象者は「育児休職等の取り扱いに関する協定」「II休職以外の取り扱い」第三項に定める短時間勤務制度の適用者を除く社員」に改め、乗務員も対象とすること。
- 一六. 社員が第三者により加害を受けた場合、第三者加害休暇（有給）を新設すること。また、第三者加害対策を引き続き講ずること。

一七. 保存休暇の使用範囲の拡大、使用制限等の改善を図ること。

- 一八. 特定疾患、いわゆる「難病」を疾患した場合、勤務等の緩和措置を講ずること。
- 一九. 「仕事と家庭の両立支援」を促進する上で、「託児所の設置」「休職期間の延長」「取得要件の緩和」を図り、育児・介護休業が取得できる環境及び啓蒙を行うこと。
- 二〇. グループ会社からのいわゆる「逆出向社員」や教育・技術習得を前提として転勤した社員は、所要員としてカウントしないこと。
- 二一. 通勤手当における「併行した交通機関又は自動車等の利用の特認の取扱い」について、見直しを図ること。
- 二二. 勤務改善を行うことはもとより、「安定・安全輸送の確保」及び展望ある技術継承のため、要員確保及び拡充を行い、教育の見直しを行うこと。

II. 広域出向等に関する要求

- 一. 「広域出向等に関する協定」を以下のとおり改正すること。
- (1) 出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。
- (2) 出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。
- 二. 出向期間終了にあたって、本人の意向どおり行うこと。

III. 転勤の基準は以下のとおりとすること。

- 一. 転勤にあたっては、個人面談時の本人の意向を尊重すること。
- 二. 他系統、他職種への配属は公募性とし、本人の同意を得ること。

「がん」の保障 《生きるためのがん保険Days(デイズ)》			「生きる」を創る。Afiac				
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合			◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)				
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円					
	診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円				
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円	男性	35歳 3,656円	45歳 5,608円	55歳 9,360円	
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円	女性	3,734円	5,274円	6,864円	
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円					
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円					
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月 10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで) 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の場合 1カ月 5万円					
	プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)					
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。			<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F <引受保険会社> アフロック 東京第三法人営業部 〒163-0458 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95				